

太子町男女共同参画推進計画

2010～2019

～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～



男女共同参画

大阪府太子町

はじめに



平成 11 年（1999 年）に制定された「男女共同参画基本法」は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。国において平成 12 年（2000 年）「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画基本計画が策定され、その後社会状況の変化をふまえ平成 17 年（2005 年）12 月には、男女共同参画基本計画（第 2 次）が策定されました。

また、平成 20 年 1 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、被害者保護の基本計画策定が市町村の努力義務となりました。

本町におきましては、平成 20 年 8 月に「太子町住民意識実態調査」アンケートを実施、同年 12 月には「太子町男女共同参画推進懇話会」を設置し、本町における男女共同参画推進の現状と課題について提言をいただき、「男女一人ひとりが自立し対等に参加・参画する新しい社会の創造」をめざし、「第 4 次太子町総合計画」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための行動指針として「太子町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現のため、庁内推進体制の充実はもとより、団体、企業、地域、住民の皆さんと連携しながら取組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にご尽力賜りました「太子町男女共同参画推進懇話会」の委員の方々をはじめ、意識調査にご協力賜りました住民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 22 年（2010 年）3 月

太子町長 浅野 克己

目 次

第1章 計画策定の趣旨及び背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の位置づけ	5
2. 計画の期間	5
3. 基本理念	5
4. 基本目標	5
5. 計画推進のために	5
第3章 男女共同参画社会に向けた現状と課題	6
1. アンケート結果に基づく現状と課題	6
2. 前回の計画の進捗状況からみた課題	11
3. 施策体系	12
第4章 基本理念を実現するための主要課題と基本施策	14
1. 男女平等を実現するための教育・啓発の推進	14
2. 男女共同参画によるまちづくり	18
3. 就労における男女平等の推進	21
4. 男女の人権を等しく尊重する政策の推進	23
5. 男女の健康保持と自立を支援する福祉の充実	25
6. 計画の実現に向けて	28
第5章 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の基本計画	30
1. 計画の趣旨及び背景	30
2. 計画の性格・役割	30
3. 基本目標	30
4. 現状と課題	31
5. 施策体系	33
6. 基本施策	34
資料編	
太子町男女共同参画施策推進本部設置要綱	1
太子町男女共同参画推進懇話会設置要綱	4
太子町男女共同参画推進懇話会名簿	6
太子町男女共同参画推進懇話会の経過	7
男女共同参画社会基本法	8
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	14
太子町住民意識実態調査アンケート報告書（抜粋）	25
用語解説	86

第1章 計画策定の趣旨及び背景

1. 計画策定の趣旨

わが国において、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。平成12年(2000年)には「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文には、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、平成20年1月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、被害者保護の基本計画策定が市町村の努力義務となりました。

本町では、平成20年8月に「太子町住民意識実態調査」アンケートを実施、同年12月には「太子町男女共同参画推進懇話会」を設置し、男女共同参画推進施策のありかたと基本的な方向について提言をいただきました。そして、このたび「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」をめざし、男女共同参画社会の形成を促進する施策を推進するための行動指針として「太子町男女共同参画推進計画」を策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、女性の地位向上をめざした世界規模の行動を起こすため、1975年（昭和50年）を国際婦人年と定め、メキシコシティ（メキシコ）において「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」を開催し、各国が女性問題解決のために取るべき政策のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。

同年秋の第30回国連総会では、この会議で決まった行動計画を承認するとともに、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国際婦人の10年」とすることを宣言し、その目標を「平等・発展・平和」と定め、目標達成のために世界規模での継続的な取り組みが始まりました。

1980年（昭和55年）には、コペンハーゲン（デンマーク）において「国際婦人の10年中間年世界会議」が開催され、「世界行動計画」の前半期における実施状況の検討及び評価を踏まえ、この会議のサブ・テーマである「雇用、健康、教育」を中心に、特に留意すべき優先分野を指摘しつつ、国内的、国際的、地域的レベルにおいて、各国政府が取るべき行動を掲げ、勧告しています。

「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年（昭和60年）には、ナイロビ（ケニア）において「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦2000年に向けて各国が実情に応じて効果的措置をとるうえでのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

1995年（平成7年）には、北京（中国）で「第4回世界女性会議」が開催され「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）」に関するアジェンダ（予定表）と位置づけられ、西暦2000年に向け取り組むべき優先行動分野を示しています。

2000年（平成12年）には、ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題して国連特別総会が開催され、第4回世界女性会議（1995年北京）において採択された「北京宣言及び行動綱領の実施状況の検討・評価」及び「北京宣言及び行動綱領の完全実施に向けた今後の戦略」について協議され、約180カ国から約2,300名の政府代表団及び約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10（プラステン）」が国連本部（ニューヨーク）で開催され、約165カ国の代表団及び約680のNGO団体等より約6,000人が参加しました。

この会議では、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に閣僚級会合として開催され、これまでの男女平等に関す

る達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める内容となっています。

(2) 国内及び大阪府の動き

我が国においては、このような国際的な動きを踏まえ、国連を中心とした「平等、開発、平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきました。

1975年（昭和50年）には、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置され、「国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れ、その他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の密接な連絡を図るとともに、総合的かつ効率的な対策を推進する」ことを決定しました。

推進本部では、1977年（昭和52年）に「世界行動計画」及び「婦人問題企画推進会議1976年（昭和51年）」の意見を踏まえ、1977年（昭和52年）から1986年（昭和61年）までを対象としたわが国の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。

その後、女性差別撤廃条約の批准に向けて、「民法における国籍法」の改正、「男女雇用均等法」の制定、「労働基準法」の改正を始め、男女ともに取得できる「育児休業法」、「中学・高校の家庭科の男女共修の実施」など国内における法律や制度の整備が進められてきました。

1991年（平成3年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」を決定し、「男女共同参画社会システムの形成」を提言しました。第一次改定では、21世紀の社会が、男女のあらゆる分野へ平等に共同して参画することが不可欠であるとの認識のもとに、男女共同参画社会の形成をめざすとしています。

1996年（平成8年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の具体的施策として「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

大阪府では、1976年（昭和51年）に女性問題担当窓口を設置し女性の地位を高め、男女平等を実現するための取組みを進めています。

1981年（昭和56年）には、「女性の自立と参加を勧める大阪府行動計画」を、1986年（昭和61年）には、第2期行動計画として「21世紀をめざす大阪府女性プラン」を策定、1991年（平成3年）には「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を策定し、1997年（平成9年）にはこれに大幅な改定を加えて「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定しています。

2002年（平成14年）には、大阪府男女共同参画推進条例を制定し、基本理念として、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、男女の人権が尊重されること等が定められています。

(3) 太子町の動き

太子町では、1996年（平成8年）に町長を本部長とする「太子町女性政策推進本部」及び、女性政策担当部局を定め、女性政策の総合的な推進に努めてきました。

第三次太子町総合計画では「男女共同参画社会の実現と女性の地位向上」を政策課題として位置づけ、1997年（平成9年）には、男女平等感や性別役割分担意識などについての住民の意識を把握するための住民意識調査を実施し、1998年（平成10年）には、「太子町女性プラン（女性行動計画）」を策定しました。

現在、万葉ホールなどの公共施設を利用し、女性問題に関する講座・研修などを関係団体と共に開催し啓発に努めています。

2008年（平成20年）には、「太子町住民意識調査」を実施するとともに、「太子町男女共同参画推進計画懇話会」を設置し、男女共同参画社会基本法及び第4次太子町総合計画に基づき「太子町男女共同参画推進計画」の策定を行い、太子町における男女共同参画社会の更なる推進に向けた取組みを進めています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」及び「第4次太子町総合計画」に基づく、男女共同参画社会の形成に必要な取組みを、総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく、被害者保護の基本計画です。
- ③前「太子町女性プラン（女性行動計画）」を継続・発展させた、「男女一人ひとりが自立し対等に参加・参画する新しい社会の創造」をめざした「太子町男女共同参画推進計画」として策定したものです。

2. 計画の期間

2010年（平成22年度）を初年度とし、2019年（平成31年度）までの10ヵ年とします。

但し、社会情勢の変化により、適宜、内容の見直しを行っていきます。

3. 基本理念

「～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～」

4. 基本目標

- ①男女平等を実現するための教育・啓発の推進
- ②男女共同参画によるまちづくり
- ③就労における男女平等の推進
- ④男女の人権を等しく尊重する政策の推進
- ⑤男女の健康保持と自立を支援する福祉の充実
- ⑥推進計画の実現に向けての取組み

5. 計画推進のために

計画期間内の適切な時期に、男女共同参画の進捗状況を把握するために、アンケート調査などにより検証を行い計画推進を図ります。

第3章 男女共同参画社会に向けた現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も、だれもお互いの個性や意思を尊重しながら、自立意識を有することが不可欠です。

男女共同参画社会の実現に向けて、2008年（平成20年）8月に実施した「太子町住民意識調査」結果を踏まえて現状について整理をします。

1. アンケート結果に基づく現状と課題

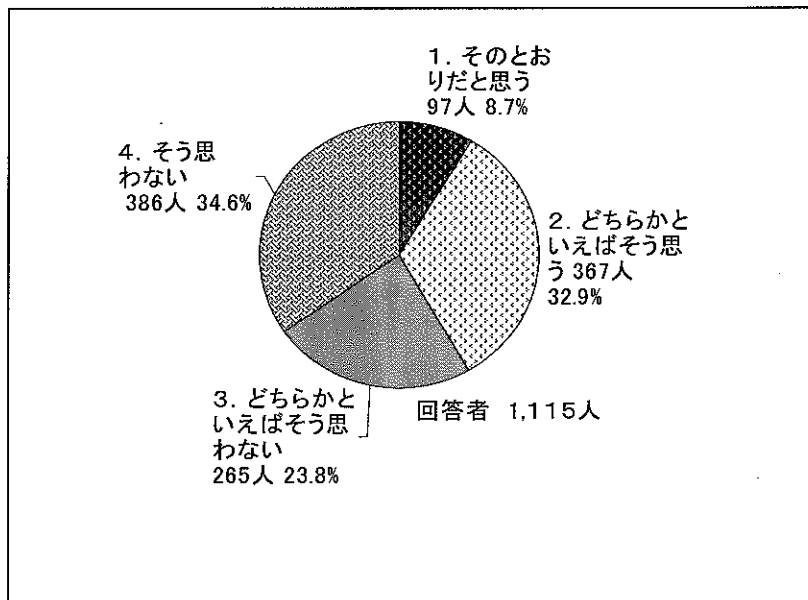
【男女共同参画社会に向けた意識調査結果から】

（平成20年8月実施）

(1) 男女の平等と役割分担について

『男は仕事、女は家庭』という性別によって役割をきめてしまう考え方については、「そう思わない」が386人（34.6%）と「どちらかといえばそう思わない」が265人（23.8%）とあわせて過半数を占めていますが、「そのとおりだと思う」が、97人（8.7%）、「どちらかといえばそう思う」が367人（32.9%）と41.6%を占めており、性別による役割分担の考え方を支持する層も少なくありません。

※男女の平等と役割分担について



(2) 家庭生活について

家庭生活における男女の地位について平等であるかという設問に対しては、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答をあわせると51.6%を占めていますが、「平等である」との回答も39.6%と4割近くを占めています。

また、家庭生活における役割分担については、「生活費の確保」は主として夫であるとの回答が7割を超えているのに対して、「日常の家事」をはじめ「子どもの教育やしつけ」「介護や看病」などについては、4割から8割以上が妻と回答しています。

このように、家庭の中での役割分担は旧来のままであるのが実情であり、必ずしも平等であるとはいえない状況です。

家庭生活での男女の地位について	人数	構成比
1. 男性が優遇されている	95	9.3
2. どちらかといえば男性が優遇されている	431	42.3
3. 平等である	404	39.6
4. どちらかといえば女性が優遇されている	78	7.6
5. 女性が優遇されている	12	1.2
合計	1,020	100.0

家庭における主な役割		主に夫	夫婦 同程度	主に妻	主に 他の人	該当せず
①生活費を稼ぐ	人数	667	137	47	7	80
	構成比	71.1	14.6	5.0	0.7	8.5
②日常の家事	人数	12	96	813	14	15
	構成比	1.3	10.1	85.6	1.5	1.6
③日々の家計を管理する	人数	63	103	757	6	16
	構成比	6.7	10.9	80.1	0.6	1.7
④預貯金や投資などの資産管理	人数	172	173	554	7	40
	構成比	18.2	18.3	58.6	0.7	4.2
⑤老親や病身者の介護や看病	人数	9	125	404	12	363
	構成比	1.0	13.7	44.2	1.3	39.8
⑥子どもの教育としつけ	人数	7	280	395	7	223
	構成比	0.8	30.7	43.3	0.8	24.5
⑦育児（乳幼児の世話）	人数	1	68	486	5	332
	構成比	0.1	7.6	54.5	0.6	37.2
⑧PTAなどへの出席	人数	10	46	524	6	313
	構成比	1.1	5.1	58.3	0.7	34.8
⑨地域活動への参加	人数	130	290	351	23	127
	構成比	14.1	31.5	38.1	2.5	13.8

家事をする頻度	男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比
1. よくしている	101	22.7	532	86.6
2. 時々している	162	36.4	58	9.4
3. あまりしていない	98	22.0	13	2.1
4. ほとんどしていない	84	18.9	11	1.8
合計	445	100.0	614	99.9

(3) 子育てと教育について

子どもの将来の生き方についての設問では、女の子の場合は、「家族や周りの人たちと円満に暮らす」が49.9%と約過半数を占めていますが（男の子の場合は32.3%）、男の子の場合は、「経済的に自立した生活をする」が66.8%を占めています（女の子の場合は30.3%）。子どもの将来の生き方についての親の意識には、男の子と女の子では差が見られます。

子どもの将来の生き方について	女の子		男の子	
	人数	構成比	人数	構成比
1. 社会的な地位を得る	13	1.3	72	7.1
2. 経済的に自立した生活をする	302	30.0	673	66.8
3. 人間性豊かな生活をする	396	39.3	296	29.4
4. 家族や周りの人たちと円満に暮らす	502	49.9	326	32.3
5. 社会に貢献する	47	4.7	116	11.5
6. 個性や才能を生かした生活をする	156	15.5	147	14.6
7. 本人の意思に任せる	295	29.3	271	26.9
8. 性別にこだわらず、個性的に暮らす	30	3.0	11	1.1
9. 家事が自分でこなせるようになる	207	20.6	35	3.5
10. その他	0	0.0	5	0.5
11. わからない	4	0.4	6	0.6

(4) 社会的な活動への参加について

社会的な活動への参加については、男性、女性とも「ほとんど参加していない」と「参加していない」を合わせると5割を超えていますが、「参加している」と回答したうち、女性では「積極的に参加している」が55人（12.6%）、男性では「たまに参加している」が228人（38.1%）となっています。

社会的な活動への参加について	女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比
1. 積極的に参加している	55	12.6	39	6.5
2. たまに参加している	140	32.3	228	38.1
3. ほとんど参加していない	118	27.1	160	26.7
4. 参加していない	122	28.0	172	28.7
合計	435	100.0	599	100.0

(5) 就労について

職場で男女格差があると感じられることについては、男性の回答で男性が優遇されていると回答した項目は、多い順に、「昇進・昇給」が131人(44.9%)、「採用数」が118人(40.4%)、「能力評価(業績評価・人事考課等)」が99人(33.9%)となっています。

女性の回答で男性が優遇されていると回答した項目は、多い順に、「管理職への登用」が165人(53.2%)、「昇進・昇給」が151人(48.9%)、「賃金」が145人(46.6%)、「能力評価」が121人(39.0%)となっており、「昇進・昇給」「管理職への登用」については男性、女性のどちらも男女格差を感じています。また、男女ともに「女性が優遇されている」と回答した項目は、「育児・介護休暇など休暇の取得に関して」となっており、ここでも、育児や介護が女性の役割であるといった考え方がうかがえます。

※職場で男女格差があると感じられること

上段：人数
下段：構成比(%)

職場における男女格差について	男性				女性			
	女性が優遇	男女平等	男性が優遇	わからない	女性が優遇	男女平等	男性が優遇	わからない
①募集・採用の仕方	12 4.1	139 47.1	90 30.5	54 18.3	15 1.8	123 39.5	85 27.3	88 28.3
②採用数	10 3.4	96 32.9	118 40.4	68 23.3	29 9.3	97 31.2	80 25.7	105 33.8
③配置される職場	19 6.6	119 41.5	95 33.1	54 18.8	23 7.5	103 33.4	91 29.5	91 29.5
④仕事の内容	27 9.3	121 41.6	101 34.7	42 14.4	28 9.0	121 38.9	86 27.7	76 24.4
⑤賃金	4 1.4	127 43.1	129 43.7	35 11.9	2 0.6	94 30.2	145 46.6	70 22.5
⑥昇進・昇給	1 1.0	115 39.4	131 44.9	43 14.7	4 1.3	71 23.0	151 48.9	83 26.9
⑦能力評価(業績評価・人事考課等)	5 1.7	137 46.9	99 33.9	51 17.5	2 0.6	92 29.7	121 39.0	95 30.6
⑧管理職への登用	4 1.4	87 29.8	157 53.8	44 15.1	4 1.3	55 17.7	165 53.2	86 27.7
⑨研修の頻度や内容	3 1.0	156 54.4	60 20.9	68 23.7	6 2.0	118 38.7	70 23.0	111 36.4
⑩定年まで続けやすい雰囲気	8 2.7	126 43.2	101 34.6	57 19.5	6 1.9	117 37.9	108 35.0	78 25.2
⑪再雇用	7 2.4	115 40.1	80 27.9	85 29.6	9 2.9	89 29.1	84 27.5	124 40.5
⑫育児・介護休暇など休暇の取得に関して	125 43.6	83 28.9	8 2.8	71 24.7	100 31.9	77 24.6	12 3.8	124 39.6

(6) 女性が働き続けるために必要なことについて

「女性が働き続けるために必要なこと」については各項目で男女の差はそれほど大きくはありませんが、男性の回答に多く見られるのが、「女性の雇用機会を拡大する」が126人(29.2%)となっており、女性の回答に多く見られるのが、「男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実」が192人(33.2%)、「パートタイマーの給与・労働条件の改善」が187人(32.3%)、「男性の家事・育児・介護への参加」が147人(25.4%)、「介護などの福祉サービスの充実」が145人(25.0%)となっています。

また、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」については、男女ともに多い項目となっており、男性が146人(33.9%)、女性が176人(30.4%)となっています。

女性が働き続けるために必要なこと	男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比
①女性の雇用機会を拡大する	126	29.2	129	22.3
②男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実	118	27.4	192	33.2
③保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実	146	33.9	176	30.4
④介護などの福祉サービスの充実	93	21.6	145	25.0
⑤職業訓練の講座の充実	17	3.9	25	4.3
⑥気軽に相談できる制度の確立	58	13.5	46	7.9
⑦企業における男女の差別的取扱いの是正	67	15.5	53	9.2
⑧企業内保育所の設置	59	13.7	69	11.9
⑨労働時間の短縮	55	12.8	75	13.0
⑩短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイムの導入	89	20.6	113	19.5
⑪育児などによる退職者を同じ職種で再雇用する制度の普及	58	13.5	88	15.2
⑫パートタイマーの給与・労働条件の改善	124	28.8	187	32.3
⑬派遣労働者の給与・労働条件の改善	39	9.0	38	6.6
⑭男性の家事・育児・介護への参加	79	18.3	147	25.4
⑮その他	6	1.4	11	1.9
⑯わからない	21	4.9	31	5.4

2. 前回の計画の進捗状況からみた課題

本町では、1997年（平成9年）に、男女平等感や性別役割分担意識などについての町民の意識を把握するため、住民意識調査を実施し、その結果を踏まえて1998年（平成10年）には、「太子町女性プラン（女性行動計画）」を策定しました。

その後、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」の公布・施行により国、地方公共団体の責務が明らかになり、2008年（平成20年）1月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、被害者保護の基本計画策定が市町村の努力義務となりました。

この10ヵ年における計画の進捗状況及び課題について、

- ①『家庭生活での男女の共同責任の促進』として、男性の家事・育児・介護への参加率が増えてきています。
- ②『政策・方針決定機関への男女共同参画の促進』として、審議会委員等への女性の参加率が、平成9年度6.8%に対し平成20年度には、約3倍の19.7%になってきています。
- ③『女性の人権に対する理解の促進』の項目についても、昨年（平成20年）に実施しましたアンケートの結果から、その成果がうかがえるところです。
- ④「男は仕事、女は家庭」と言った固定観念が依然として根強く残っています。
- ⑤新たな社会問題である「配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などから受けた暴力等について」約3割弱の方が何らかの暴力を受けた経験があると回答されています。

このような状況から、前計画の基本理念「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を継承し、男女共同参画社会の形成を促進する施策を推進するための行動指針として、今回は社会状況の変化に対応した計画の策定及び、最近増加傾向にあるDV（※）被害者対策としての「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の基本計画」についてもあわせて策定を行うものであります。

※以下、（※）の記号がついている単語については、資料編P86以降の「用語解説」で内容の解説を行っています。

基本理念

男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造

基本目標

1. 男女平等を実現するための教育・啓発の推進

主要課題

(1) 男女平等についての啓発の推進

(2) 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

(3) 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

(4) 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

(5) 性教育に関する教育・啓発の推進

基本施策

① 男女平等に関する啓発・広報活動の充実
② 男女共同参画社会の形成に向けての意識改革の推進

① 固定的な性別役割の考え方に縛られず、子どもたちが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む
② 学校教育の現場における男女共同参画教育の推進
③ 男女共同参画についての教職員の理解を深めるための、参加・体験型研修などの実施
④ 発達段階に応じた体系的な人権尊重と男女平等の学習の推進

① 男女平等社会実現のための生涯学習の推進
② 男女平等・対等意識を育てるための地域における生涯学習の支援

① 家庭における男女平等意識を高めるための親の意識改革の促進
② 性別にとらわれない子育ての推進
③ 親の家庭教育参加の支援・促進

① 男女それぞれのライフステージ(※)に応じた性教育の推進
② 男女それぞれが相手の性について理解を深める教育機会の提供

① 男性の家事・育児・介護への参加の促進
② 男性の家事・育児・介護への参加に対する意識改革の促進

① 男女共同参画を進めるグループの自主的運営の援助とネットワークづくりの推進
② 地域活動における男女共同参画の推進
③ 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

① 審議会委員等に登用する男女の人材育成
② 審議会をはじめあらゆる場での男女共同参画に男性、女性の自立・自己決定権の確立への支援
③ 女性の町政への参加の促進

① 男女職員が多様な経験を積めるような人事配置の推進
② 町職員の研修機会の拡大
③ 女性職員の管理職への積極的登用

2. 男女共同参画によるまちづくり

(1) 家庭生活での男女の共同責任の促進

(2) 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

(3) 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

(4) 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造

3. 就労における男女平等の推進

(1)働きやすい環境づくり

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進
- ②職場における男女平等を推進するための行政機関の連携
- ③保育園・放課後児童会における保育内容及び保育時間の整備
- ④男女の職業生活と家庭生活等の両立のための就業環境の整備
- ⑤育児・介護休暇の取得しやすい職場環境の整備

(2)就労に関する実態の把握と問題点の改善

- ①自営業における家族従業員や、農業に従事する非雇用労働者の実態の把握と問題点の改善
- ②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進
- ③企業に対し職場における男女平等意識の啓発

4. 男女の人権を等しく尊重する政策の推進

(1)男女の人権に対する理解の促進

- ①広報や学習、教育などを通じて、人権尊重についての意識啓発の推進
- ②セクシュアル・ハラスメント(※)などの人権侵害を許さない環境づくりをめざし、広報啓発活動、環境整備
- ③人権侵害に苦しみむ人々に対する支援体制の整備

(2)パワーハラスメント(※)のない社会づくり

- ①職場や地域におけるパワーハラスメントをなくすための広報啓発活動の推進
- ②パワーハラスメントで悩んでいる人に対する相談体制の充実

5. 男女の健康保持と自立を支援する福祉の充実

(1)生涯を通じて健康に対する総合的な支援

- ①居住環境の適宜性についての理解を深めるための啓発・学習機会の提供
- ②生涯を通じて健康維持のための検診及び健康相談機能の充実
- ③心の健康づくりの推進
- ④喫煙・ドラッグ・アルコール依存症に対する教育

(2)援助を必要とする人々への自立支援

- ①障がい者が地域で自立して暮らした暮らしをしていくための支援体制の充実
- ②援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築
- ③在宅介護・看護についての情報提供
- ④ヘルパー・訪問看護師の派遣の充実
- ⑤高齢者問題についての情報の提供及び相談窓口の充実

(3)ひとり親家庭の福祉の充実

- ①ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実
- ②ひとり親家庭の就労支援政策の促進と保育体制の充実
- ③ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

6. 計画の実現に向けて

(1)庁内推進体制の充実

- ①男女共同参画推進体制の充実
- ②庁や大府庁とのパートナーシップによる取組みの促進

(2)「推進計画」の進捗状況の監視・評価システムの整備

- ①町民、事業者、関係諸団体、地域住民が一体となって推進していく仕組みの構築
- ②計画の実効性を高めることをめざした進捗状況の管理・評価の推進

第4章 基本理念を実現するための主要課題と基本施策

1. 男女平等を実現するための教育・啓発の推進

(1) 男女平等についての啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等意識を育てるために、教育・学習の果たす役割はきわめて重要です。

① 男女平等に関する啓発・広報活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識(※)を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ家庭、地域などの様々な場において、男女平等を進める教育・学習の充実を図るとともに、啓発や広報活動をあらゆる機会を通して実施していきます。

② 男女共同参画社会に向けての意識改革の推進

男女共同参画社会の形成のためには、子どもたちの教育だけでなく、すでに社会で活躍している世代の意識改革が大切です。そのためにも、社会教育の中に、積極的に男女平等参画社会をめざす学習を進めます。

また、地域の生涯学習を支援し、男女平等・対等の意識を育てる活動を充実させると共に、生涯学習の場や学習講座の充実を図ることが必要です。さらに、子育て中の女性や学習機会を得にくい女性に対し、有効な形での学習機会を提供していきます。

(2) 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

性の差別のない社会をつくっていく上で、学校教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。

学校における教科指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む必要があります。

① 固定的な性別役割の考え方に縛られず、子ども達が主体的に学び・考え、行動する姿勢を育む

名簿のあり方や進路指導など男女分け隔てのない対応をし、固定的な性別役割分担意識が形成されないよう、男女平等・対等の推進に向けた教育内容の充実を図ります。

② 学校教育の現場における男女共同参画教育の推進

校長・教頭などの管理職には男性が多いこと、学校行事などの学校運営において、固定的な性別役割分担をしていることも、子どもたちに無意識のうちに影響を与えていることに留意し、女性の教職員に対する学校運営を管理する職務経験を豊かにする研修の充実や人材育成を行い、管理職への女性職員の登用に努めます。

③ 男女共同参画についての教職員の理解を深めるための参加・体験型研修などの実施

男女共同参画について教職員自身の理解が深まるように、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善を図っていきます。

男女平等が原則の学校教育の場でも、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、自覚しないままに固定的な男女の役割について伝えてしまうようなことはないように努めます。

④ 発達段階に応じた体系的な人権尊重と男女平等の学習の推進

男女共同社会を実現する上で、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進していきます。

幼児のうちから、性の区別にとらわれない意識をはぐくむためにも、保育園・幼稚園における男女平等保育・教育環境をつくるとともに、保育、幼児教育関係者に対して、人権意識に基づいた男女平等教育を行うための研修や指導の強化を関係機関と共に図ります。

(3) 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成のためには、子どもたちの教育だけでなく、すでに社会で活躍している世代の意識改革が大切になります。そのためにも、社会教育の中に、積極的に男女平等参画社会の学習を進める必要があります。

① 男女平等参画社会実現のための生涯学習の推進

あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身につけるためには、自分の生き方について多様な選択を可能とする教育・学習の機会が生涯にわたって確保されることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習を推進します。

② 男女平等・対等意識を育てるための地域における生涯学習の支援

公民館などにおける地域の生涯学習を支援し、男女平等・対等の意識を育てる活動を充実させると共に、生涯学習の場や学習講座の充実を図ります。

さらに、子育て中の女性や学習機会を得にくい女性に対し、町ホームページを利用するなどより効果的な情報提供に努めます。

(4) 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

子どもの将来の生き方に関するアンケート調査結果を見ても、「女の子の場合」の回答は、「家族や周りの人たちと円満に暮らす」が多く、「男の子の場合」の回答は、「経済的に自立した生活をする」が多くなっていることを見ても、性別役割分担意識が強く残っており、子どもに対する家庭教育の重要性があります。

① 家庭における男女平等意識を高めるための親の意識変革の促進

家庭における子育てについては、現在でも「男らしさ」「女らしさ」へのこだわりが強い傾向にあります。子どもは親の姿勢を見て成長していきます。

子ども達が男女平等意識を身につけ成長するためには、家庭の中で親が性別にとられない意識を持つことが重要です。家庭における男女平等意識を高めるための親の意識変革を促進します。

② 性別にとられない子育ての推進

子どもに求めるこれからの社会は、社会生活においても、また家庭生活でも、男女が性別にとられない自律・自立が求められます。子どもたちの未来を見据えた、ジェンダー（※）にとられない家庭教育を推進します。

③ 父親の家庭教育参加の支援・促進

アンケート調査結果では、家庭における「子どもの教育としつけ」や「育児」については主に妻であるとの回答が多くなっていることから、父親の子育てへの参加は少ないといえます。

家庭における教育や育児について父親が子育てに積極的に関わることは、子どもの将来に関わる重要なことながらも、子育てをすることにより親もともに育っていくことができます。父親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発や、保健センターにおける両親教室の開催など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図ります。

(5) 性教育に関する教育・啓発の推進

男女が対等な立場に立ち、お互いに相手の性を尊重することが、男女共同参画社会の基本です。日本では、今まで性をタブー視する傾向があり、それが性に対する正しい認識の発達を阻害してきました。したがって、それを払拭するためには、学校、家庭、地域、職場において「性」の大切さを学習する必要があります。男女が共に自らの性についての正しい認識をもつとともに、相手の性を尊重する意識を育てていくために、「性教育」に関する教育・啓発の推進を図ることが重要です。

① 男女それぞれのライフステージ（※）に応じた性教育の推進

人権尊重、男女平等の視点に立ち、学校、地域、職場などそれぞれの場所におい

て、男女それぞれのライフステージに応じた性教育を推進していきます。

② 男女それぞれが相手の性について理解を深める教育機会の提供

男女が互いに尊重し合うためには、それぞれの身体の特徴を十分に理解し、性に関する正しい知識を持つことが大切です。低学年の時期からの学校、家庭、地域社会での性教育を通して、生命の大切さを認識し、人間としての自尊感情をつくりだすことが他の人の人権尊重につながります。

2. 男女共同参画によるまちづくり

(1) 家庭生活での男女の共同責任の促進

社会を構成する最も小さい単位が家族であり、その家族の生活の場が家庭です。

1994年(平成6年)の国際家族年のテーマは、家族員の人権の尊重と家族員間の平等の推進ということでした。また、家族間の固定的役割分担を見直し、子どもの養育や高齢者の介護などを男性も分担していくことが必要であるとしています。

また、1995年(平成7年)に日本も批准したILO156号条約(家族的責任条約※)では、家族責任のある男女が、ともに職業と家庭生活を両立させることができるよう、雇用条件を考慮することを規定しています。このように世界の流れは、家庭生活においても男女が共同責任を負うことを求めており、行政にもそれに対応した施策が求められています。

① 男性の家事・育児・介護への参加の促進

アンケート調査結果によると、現在の家庭生活における役割分担については、「生活費の確保」は主として夫であり、「日常の家事」をはじめ「子どもの教育やしつけ」「介護や看病」などについては、主として妻が行っているとの回答が多く、家庭の中での役割分担は旧来のままであるのが実情であり、必ずしも平等であるとはいえない状況です。

男性が家事や育児に積極的に参加できるよう、企業主や職場の同僚の理解を深めるよう啓発活動を進めます。

② 男性の家事・育児・介護への参加に対する意識改革の促進

男性の家事・育児・介護への参加促進のためには、男性の意識改革は勿論のこと、女性の意識改革が不可欠であり、そのための啓発や学習機会を提供します。

(2) 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、男性の側の意識改革はもちろん重要ですが、一方では、女性の主体的・自主的な行動が何よりも大切です。そのためには、女性が置かれている現状や、何が女性の進出をさまたげているのかをしっかりと認識し、現状を変えていく力を持つことが重要になります。

あらゆる分野で女性が潜在する能力を開発、育成出来るようにエンパワーメント(※)の推進が求められています。

- ① 男女共同参画を進めるグループの自主的な運営の援助とネットワークづくりの推進
町内には多数の社会活動グループが様々な活動を展開しています。それぞれのグループがお互いに連携を持ち、良いところを高め合い、足りないところを補い合うことによって力を発揮していくことができます。そのためにも、それぞれのグループの自主性を尊重したネットワークづくりを推進します。

各グループの交流の促進と、情報収集、活動拠点等の整備・充実を図ります。

- ② 地域活動における男女共同参画の推進

様々な分野で、独自の視点に立って自主的に活動している地域活動は、男女共同参画社会を実現するために大切な存在です。さらに、このような地域活動はしばしば女性により担われてきましたが、男性の参加を促し、男女が共に積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行います。

今後、地域と自治体がお互いの自主性を尊重しつつ、互いに協働することは、男女共同参画社会を実現するうえできわめて重要です。

男女共同参画を進める地域の活動を活性化させるための環境づくりや、参加を促進させるための意識をつくりだすために、企業等の理解を深めるための啓発活動を行います。

- ③ 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

各種団体等の役員人事は、男性優先の慣習に縛られることなく、女性の登用を図り、男女が共同して地域社会の活性化に参画していく機運の醸成を図ります。

また、自治会（町内会）、PTA、商工会等各種団体の意思決定機関への女性の参画を促進していきます。

さらに、公的委員に適した女性の人材発掘と人材育成を進めます。

- (3) 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

今まで多くの女性が社会活動や地域活動に参加してきましたが、ともすれば受身の形であったり、組織の一員としての参加にとどまっており、社会や地域を動かすのは主として男性でした。社会は男女両性によって成り立っており、政策・意思の決定は男女協働で行う必要があります。そのためには、意思決定に積極的に参画していく姿勢が必要です。

- ① 審議会委員等に登用する男女の人材育成

審議会委員等に登用する女性の人材育成を図るため、女性問題、社会情勢、町政に関する学習機会の拡充を図ります。

また、行政委員や付属機関などの女性委員に適した人材の発掘に努めていきます。

② 審議会をはじめあらゆる場での男女共同参画と男性、女性の自立・自己決定権の確立への支援

審議会等の女性委員の割合を増やし、役員選出に際しては女性委員の積極的な登用を図ります。

また、委員の選出に当たっては、必ずしも充て職（団体の長や役職）にとらわれることなく、柔軟な選出方法についても検討します。

③ 女性の町政への参加の促進

各種団体等の方針決定や町議会等に女性の参加・参画を促すための情報や機会を図ります。

(4) 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女平等を実効性のあるものにすると共に、まちづくりに女性の考えを反映させるためには不可欠な条件です。

町における女性職員の採用と管理職への登用を積極的に促進します。

① 男女職員が多様な経験を積めるような人事配置の推進

建設・土木など主として男性の職域とされてきた部門また、看護職等女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるように検討を行います。

② 町職員の研修機会の拡大

人権意識に基づく男女平等についての研修等への参加機会を拡大し、男性職員、女性職員とも積極的な参加を促します。

③ 女性職員の管理職への積極的な登用の推進

女性職員の管理職への登用を引き続き積極的にすすめると共に、人材育成にも努めます。

3. 就労における男女平等の推進

(1) 働きやすい環境づくり

男女雇用機会均等法の施行（平成9（1997）年改正、平成11（1999）年全面施行）により、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者への差別的取り扱いが禁止されるなど、制度上の雇用機会均等は確保されました。

しかし、女子学生の就職難など募集・採用段階で女性に不利な取り扱いが見られたり、配置や職務分担、教育訓練の機会における性別による扱い、賃金格差、妊娠・出産を理由とした解雇等、不利益な扱いをする事例が見られます。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

雇用の場における事実上生じている男女間の格差を解消し、女性の能力を最大限に活かすために、企業と連携を図りながら積極的な改善の促進に努めます。

② 職場における男女平等を推進するための行政機関の連携

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（※）は、女性の人権の侵害だけでなく、職場環境を悪化させると共に、女性の就労意欲を低下させ、能力発揮を阻害するものです。職場における男女の対等な関係を築く上でも、セクシュアル・ハラスメントをなくす取組みを引き続き推進します。

③ 保育園・放課後児童会における保育内容及び保育時間の整備

就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育園や放課後児童会の現状について検討し、定数の見直しなど保育内容の整備に努めます。

④ 男女の職業生活と家庭生活等の両立のための就業環境の整備

職場、家庭、地域における生活を、男女共に生涯を通じてバランスよく充実させるためには、仕事とそれ以外の活動とを共に担いながらも働き続けやすい職場環境づくりを進めます。

⑤ 育児・介護休暇の取得しやすい職場環境の整備

女性の就業を促進するためには、男女が共に仕事と家庭、その他の活動の両立を容易にできるよう、育児・介護休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備と保育・介護サービス基盤の充実を努めます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発と共に、保育・介護のためのボランティアの育成や再就職に向けた学習機会の充実等の支援を行います。

(2) 就労に関する実態の把握と問題点の改善

農業、自営業・中小零細企業に従事する女性は、生産の担い手として重要な役割を果たしているものの、その役割が十分に評価されていないのが実情です。

① 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者の実態の把握と問題点の改善

農業、自営業・中小零細企業、家内労働に従事する女性労働者の健康面や、労働状態などの実態を把握し、就業環境の整備と育成を住民と共に進めてまいります。

② 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

雇用の分野における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援などを行います。

また、起業をめざす男女や自営業の男女に対し、必要な知識や技能取得の機会、融資制度などの情報提供や、相談機能の充実、ネットワークづくりの推進など関係機関の協力のもと支援に努めます。

③ 企業に対し、職場における男女平等の啓発

職場内において、女性であることを理由に差別をされたり、女性の能力が十分に発揮できにくい状況があります。企業に対して、職場における男女平等意識の啓発に努めます。

4. 男女の人権を等しく尊重する政策の推進

(1) 男女の人権に対する理解の促進

伝統的な性別役割分担意識に基づいた文化が、日本の社会にはまだまだ根強く残っています。これを男女共同参画社会という視点から大胆に見なおし、新しい文化を創りあげていくことが、21世紀社会の最重要課題です。

社会的に不利益を被る立場にある女性の人権は、最も侵されやすい状態にあり、すべての人権を大切にす文化なしには、男女共同参画社会の実現はありえません。

これまでの男性中心の文化を見なおし、次世代育成において、男女平等参画社会をめざす意識づくりを積極的に推進していく必要があります。

① 広報や学習、教育などを通じて、人権尊重についての意識啓発の推進

従来から展開されている各種人権啓発活動と、様々な差別をなくすための人権学習を進めるために、広報や人権学習の講座などを開設し、「人権尊重のまちづくり」をめざします。

② セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を許さない環境づくりをめざし、広報・啓発活動、環境整備

女性に対する暴力の根絶に向けては、女性に対する暴力が決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが必要であり、女性に対する暴力に的確に対応していくために、様々な機関の関与と幅広い関係者による相談から対策までの総合的な支援体制を進めていきます。また、被害を受けた女性が自らの安全と生活を守りながら、自尊意識をもって生きていけるよう、夫・恋人等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買春、ストーカー行為等といった、それぞれの暴力の形態やその特性に応じた取組みを総合的に推進します。

③ 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の充実

職場や家庭、地域において人権侵害に苦しんでいる人たちがいます。加えて、障がいがあったり、自分のせいではなく困った状況に追い込まれたりした場合は多重の差別を受けがちです。これらの人々が受けている様々な人権侵害に対する相談体制の充実や、各機関が連携して状況の改善を図ります。

また、ノーマライゼーション（※）の視点に立って、障がいのある人たちの社会参加への支援や環境づくりの推進、社会的に不利な立場の人々のエンパワーメントや社会参加を支援していきます。

(2) パワーハラスメント（※）のない社会づくり

最近、職場や地域で職権などのパワーを背景に、本来の業務の範囲を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する嫌がらせやいじめなど、リストラを目的としたパワーハラスメントにより社員を追い詰めて退社させるなどの行為が増えています。

① 職場や地域におけるパワーハラスメントをなくすための広報・啓発活動の推進

職場や地域におけるいじめは、個人としての名誉や尊厳を傷つける問題であることを基本に、人権問題であるとの認識を持って対応していきます。

人権侵害を許さないといった社会的風潮をつくりだすため、積極的な広報・啓発活動、環境整備を行います。

② パワーハラスメントで悩んでいる人に対する相談体制の充実

職場などでパワーハラスメントに悩んでいる人のために、職場の苦情処理相談室などの相談体制を充実させることへの協力を、事業者に対して求めています。

5. 男女の健康保持と自立を支援する福祉の充実

(1) 生涯を通じた健康に対する総合的な支援

少子・高齢社会が進む中で、健康寿命の延長と早世の減少をめざし、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をめざして、生涯を通じた心と身体の健康づくりが重要です。

また、女性は、女性特有の身体的な構造や生理的仕組みから様々な問題を抱えやすく、思春期あるいは更年期などの時期には、健康づくり対策に加えて、保健対策を重点的に行うことが必要です。そのためには、ライフステージごとの健康づくりの対策が必要です。

① 母性保護の重要性についての理解を深めるための啓発・学習機会の提供

女性の身体的機能である母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持・増進を図り、地域に暮らすあらゆる母子が健やかに生活できるよう、思春期から妊娠・出産・育児に至る情報提供や相談体制の充実など一貫した取り組みが必要です。

労働者、自営業者、家内労働やパートタイム・アルバイト等で働く女性の健康づくりを促進するため、母性保護について、企業や職場に対する普及啓発活動や、男性の育児参加を促進するための意識啓発を推進します。

② 生涯を通じた健康維持のための検診及び健康相談機能の充実

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるために、健康に対する正しい情報提供を行います。

また、地域の医療機関や保健福祉機関等との連携により、定期的な健康診断や生活習慣病の予防、母子の健康づくりへの支援や健康づくりの相談体制を引き続き図ります。

③ 心の健康づくりの推進

心の健康づくりの推進のためには、相談機能の充実と相談窓口の周知や、心の健康づくりについての知識と相談技術を持つ人材の育成を図るとともに、学校や職場等での心の健康づくりに関する理解を広めるための啓発活動や学習機会を提供します。

④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症に対する教育

喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進すると共に、早期に問題を発見して的確に対応するため、薬物乱用防止指導員、保護者や学校、医療機関、民生委員などと連携を密にし、街頭パトロールや相談等の活動を推進します。

また、予防の視点からも、アルコールやタバコ、薬物が青少年の心身の発達にど

のような影響を与えるのかといった基本的な問題に対して、学校や保健センター、医療機関などが中心になり、地域住民も含めた講演会や勉強会などの啓発活動を推進します。

(2) 援助を必要とする人たちへの自立支援

住み慣れた地域の中で、高齢者や障がい者が健康で安心し、いきいきとした生活を送るためには、地域での支えあいが必要であり、地域社会の福祉的機能の充実と福祉ネットワークの形成が必要です。高齢者や障がい者が介護や支援が必要になっても、地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築する必要があります。

福祉施策においても、従来の措置制度から契約・選択・自己決定へと大きく変わってきており、サービスを必要とする人自身が、自由に選択できる環境の整備が必要です。また、本人だけでなく介助者や家族を含めて自己決定がなされるように適切な助言をする人々の育成も必要です。情報伝達の工夫やリハビリテーション（※）、介護などあらゆる社会サービスなど、生活に根ざした問題について地域社会で連携して解決していこうという積極的な行動が求められています。

① 障がい者が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実

障がいのある人が、地域の中で安定した生活を営むことができるように、様々な福祉施策の充実とともに、誰もが安心して豊かに暮らせる地域づくりを推進していきます。

② 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、地域生活で何らかの支援が必要な高齢者への、日常生活ニーズに合ったサービスの提供や、安否確認などにより、介護予防を行い、高齢者の自立生活の支援を充実します。

③ 在宅介護・看護についての情報提供

ホームヘルパーや訪問看護師等在宅介護や看護を支える制度について住民への情報提供に努めます。

④ ヘルパー・訪問看護師の派遣の充実

在宅介護についての介護者の負担を軽くし、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるようホームヘルパーや、訪問看護師の派遣制度の充実を引き続き図ります。

⑤ 高齢者問題についての情報の提供及び相談窓口の充実

今後は、高齢者が今まで培った経験と知識を活かし、積極的な役割を果たしていく社会の実現が重要であり、このことが、高齢者の生涯を健康で生きがいのあるものにし、生活の質を維持・向上させることにつながります。

また、高齢者についての相談体制の整備や権利擁護の方策、高齢者を介護する家族に向けた情報提供や、介護教室の実施、認知症の症状の早期発見・早期対応体制の整備を推進します。

(3) ひとり親家庭の福祉の充実

今日、増加しつつあるひとり親家庭に対しては、生活安定のためのサポート体制を築いていくことが求められます。地域で支え合うネットワークの形成と、行政サービスを充実させ、生活の安定と自立を支援する必要があります。

① ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実

ひとり親家庭の抱える生活上の困難な状況を改善し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、就労支援や育児・家事支援など、総合的な支援を充実します。

ひとり親家庭の子ども達の健やかな成長と教育を受ける権利などを保障していくため、特に、経済基盤の弱い母子家庭の自立支援として、離婚直後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、児童扶養手当や母子・寡婦福祉貸付金についての相談や制度について情報提供を行います。

② ひとり親家庭の就労支援対策の促進と保育体制の充実

離婚や死別などで生活が激変し、特に経済的自立が難しいひとり親家庭に対して、就労相談から就職情報の提供、就労支援講習会の開催や職業能力向上のための訓練などを行い、就労による自立を図るために、ハローワークなどと連絡を取りながら就労支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が働きやすくするために、保育園における延長保育や休日保育、放課後児童会での受け入れ、地域での見守り体制の充実など親が安心して働くことができるよう引き続き支援します。

③ ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きく、また、社会的にも孤立しがちであることから、ひとり親家庭の個別のニーズに応えるとともに、特にひとり親家庭の「自立支援」の為の相談、情報提供体制を充実させます。

また、地域との関わりの少ないひとり親家庭を対象に、地域でのネットワークづくりを支援します。

6. 計画の実現に向けて

(1) 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現につながるあらゆる施策に、男女平等の視点を反映させるためには、担当部局だけではなく、全庁的な取組みが必要です。また、全職員が男女平等の視点に立って施策の推進に向けて取組むことが必要です。

① 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画の施策を整合性を持って総合的かつ計画的に推進するためには、基盤となる推進体制をより一層整備・強化し、社会のあらゆる分野において、積極的な男女共同参画への取組みを進めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた社会的機運を盛上げるため、住民、事業者、関係団体、地域等が一体となって推進していくための仕組みを構築し、職場や地域等においてそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業の取組みを図ります。

(仮称) 男女共同参画社会推進条例の制定については、今後施策の実施状況等を踏まえ検討してまいります。

② 国や大阪府とのパートナーシップによる取組みの促進

地方分権の推進により、国と地方との対等なパートナーシップが求められている中で、法制度の整備や施策の充実について国や大阪府へ働きかけるとともに、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の実情を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた取組みを促進させていくとともに、近隣の市町村との連携を深めていきます。

(2) 「推進計画」の進捗状況の監視・評価システムの整備

計画を円滑に推進していくためには、国、大阪府、市町村、企業、地域の取組み状況を把握し、関係機関等との連携を図り、計画の進捗状況を常に把握していくための仕組みづくり、進行管理を実施するための仕組みを構築します。

① 町民、事業者、関係諸団体、地域住民が一体となって推進していく仕組みの構築

男女共同参画社会の実現に向けて、地域住民をはじめ、様々な分野で自主的な活動を展開する関係諸団体の果たす役割は極めて大きいものがあります。様々な民間団体が学習・研究活動や情報収集など、独自の活動を行いながら団体間のネットワークづくりを進めています。

町行政としても、住民参加型の行政推進に向けた意識改革を進めるとともに、これらの諸団体との連携や対等なパートナーとして協働していくことが重要です。

また、男女共同参画社会を実現するうえで、企業の果たす役割は大きく、このこ

とを労使双方が認識し、職場に男女平等・対等の考え方を浸透させるとともに、男女がともに働きやすいゆとりある職場づくりや、仕事と家庭を両立できる環境整備などの取組みが不可欠です。

これらの住民や事業者、関係諸団体、地域住民との連携を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と家庭のバランスの取れた生きかたの啓発や情報提供などを通じて、協力体制を進めていきます。

② 計画の実効性を高めることをめざした進捗状況の管理・評価の推進

計画の適切な進行管理を行うために、施策の効果を検証・評価することにより、今後の施策の方向性の検討につなげていきます。

また、施策の立案、検証・評価を円滑に実施していくために、可能な限り各種統計・調査を男女別把握ができるように整備し、男女の置かれている社会的状況の把握に努めていきます。

男女共同参画に関わる施策に対する苦情処理等についても効果的な検討を進めていきます。

第5章 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の基本計画

1. 計画の趣旨及び背景

1993年（平成5年）、ウイーンで開催された世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、「ウイーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示されています。

1993年（平成5年）の第48回国連総会では、同年の、第37回婦人の地位委員会における審議を踏まえ、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択しました。

国内では、2008年（平成20年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、被害者保護の基本計画策定が市町村の努力義務となり、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「生涯を通じた女性の健康維持」等の行政課題については、女性の人権を推進・擁護する観点から、法制度を含め抜本的かつ総合的な施策のあり方を検討し、実施することとしています。

大阪府においては、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定が進められています。

2. 計画の性格・役割

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項（資料編P14）の規定に基づく計画

3. 基本目標

「男女相互の人権尊重にねざした配偶者からの暴力のない社会の実現」

4. 現状と課題

配偶者や恋人などからの暴力については、2008年（平成20年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。

また、大阪府においては、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定が進められています。

太子町では、実態把握のため、2008年（平成20年）8月に「太子町住民意識調査」を実施し、暴力についての設問を行いました。

以下は、その結果を踏まえて現状の整理を行いました。

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などから受けた暴力等について

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力等については、約30%弱の人が何らかの暴力を受けたことがあると答えています。「大声でどなられる」が161人（17.7%）と最も多く、次いで、「（誰のおかげで生活できるんだ）や（かいしようなし）などと言われる」が60人（6.6%）、「何を言っても無視され続ける」が55人（6.1%）となっています。

また、数字のうえでは多くはありませんが、「命の危険を感じるぐらいの暴力を受ける」が11人（1.2%）、「医師の治療が必要となる程度の暴力をうける」が12人（1.3%）なども見られます。

	人数	構成比
①命の危機を感じるぐらいの暴力をうける	11	1.2
②医師の治療が必要となる程度の暴力をうける	12	1.3
③医師の治療が必要とされない程度の暴力をうける	42	4.6
④なぐるふりをして脅される	36	4.0
⑤あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される	22	2.4
⑥あなたが嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	4	0.4
⑦何を言っても無視され続ける	55	6.1
⑧交友関係や電話を細かく監視される	22	2.4
⑨「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしようなし」などと言われる	60	6.6
⑩大声でどなられる	161	17.7
⑪受けたことがない	662	72.8
合 計	1,087	119.5

暴力等を受けた場合の相談相手については、多い順に「家族や親族に相談した」が101人(30.8%)、次いで「同僚や友人に相談した」が72人(22.0%)となっていますが、「公的機関に相談した」は14人(4.3%)にとどまっています。

※ 相談相手について

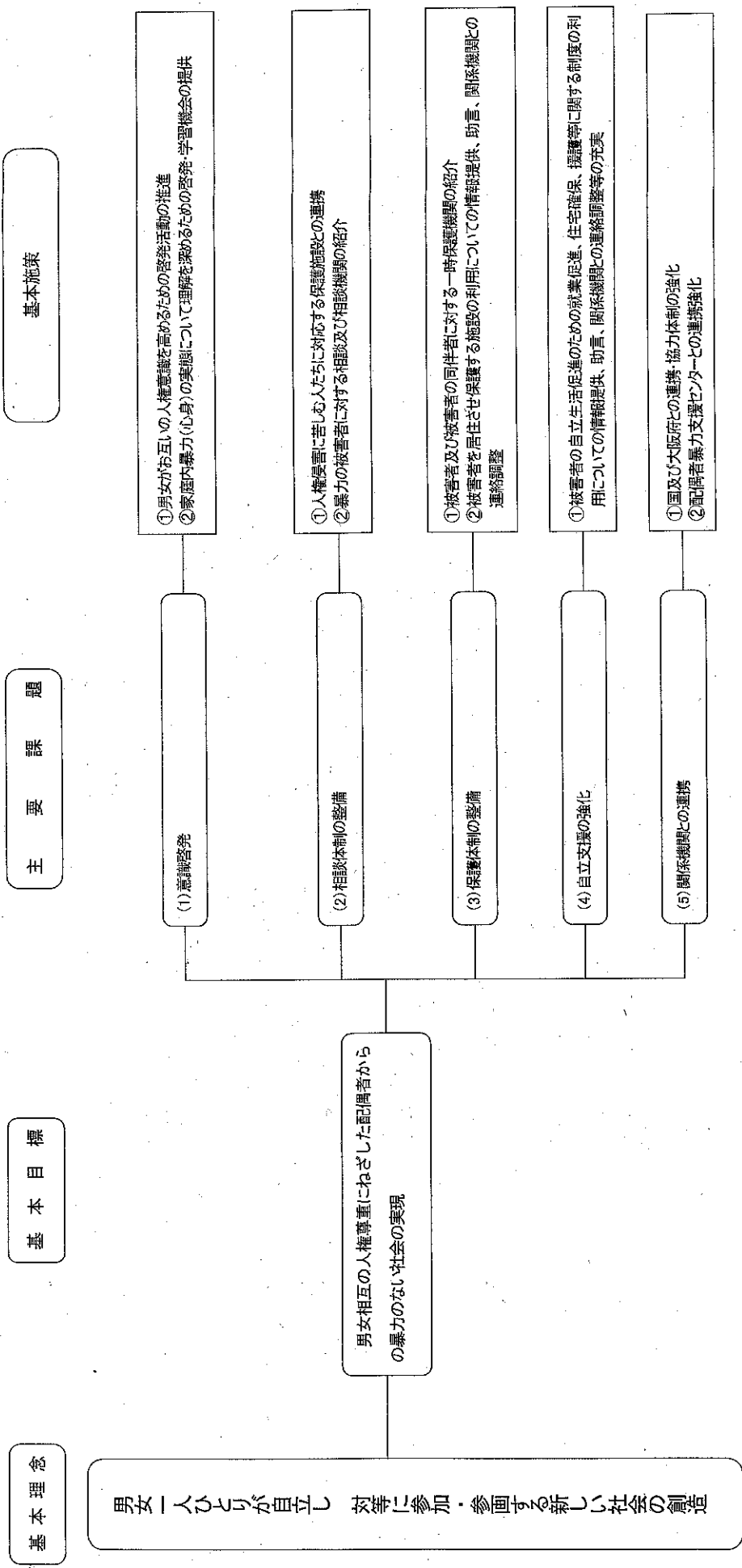
	人数	構成比
①家族・親族に相談した	101	30.8
②同僚や友人に相談した	72	22.0
③職場の上司に相談した	3	0.9
④学校や職場の相談窓口相談した	2	0.6
⑤公的機関に相談した	14	4.3
⑥その他	24	7.3
⑦誰にも話さず、相談していない	147	44.8
合 計	363	110.7

一方、「誰にも話さず相談していない」と答えた人は147人(44.8%)に上っており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が85人(50.3%)と過半数を占めており、次いで「自分にも悪いところがあったから」が33人(19.5%)、「みっともないので」が28人(16.6%)、「相談しても無駄だと思ったから」が24人(14.2%)と続いています。

このように、実際に暴力を受けても、誰にも相談しないでひとりで悩んでいる人たちについても、支援のあり方についての検討を進めるとともに、暴力に対する理解を深めるための意識改革や啓発活動をより一層深めていく必要があります。

※ 相談しなかった理由

	人数	構成比
①誰に相談してよいのかわからなかった	8	4.7
②みっともないので	28	16.6
③相談しても無駄だと思ったから	24	14.2
④相談しても自分のせいにされと思ったから	6	3.6
⑤相手に知れるとよりひどい暴力を受けると思ったから	2	1.2
⑥自分にも悪いところがあったから	33	19.5
⑦相談するほどのことではないと思ったから	85	50.3
⑧家族に危害が及ぶと思ったから	3	1.8
⑨その他	18	10.7
合 計	207	122.6



基本理念

基本目標

主要課題

基本施策

男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造

男女相互の人権尊重にねざした配偶者からの暴力のない社会の実現

(1) 意識啓発

(2) 相談体制の整備

(3) 保護体制の整備

(4) 自立支援の強化

(5) 関係機関との連携

①男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進
②家庭内暴力(心身)の実態について理解を深めるための啓発・学習機会の提供

①人権侵害に苦しむ人々に対応する保護施設との連携
②暴力の被害者に対する相談及び相談機関の紹介

①被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介
②被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

①被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、保護等に関する制度の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の充実

①国及び大阪府との連携・協力体制の強化
②配偶者暴力支援センターとの連携強化

6. 基本施策

(1) 意識啓発

第4回世界女性会議で採択された行動綱領の戦略目標の1つに、はじめて「女性に対する暴力」があげられました。「女性に対する暴力」は、国、民族、女性の置かれた状況を超えて存在することが明らかになり、世界的な課題となっています。

具体的には、セクシュアル・ハラスメント、夫の妻への殴打、レイプを含む様々な性暴力、人身売買などがあります。こうした女性への暴力という問題を解決しない限り、真の男女平等は達成しません。

国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2008年改正）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等、女性に対する暴力に関する法整備が進みつつあり、こうした新たな法の趣旨に基づいた的確な対応が求められています。

社会のあらゆる暴力をなくすために、女性の意識改革はもとより、男性の意識改革を進めていくことが大切です。

① 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進

暴力は、男女の別を問わず、被害者の人間としての尊厳を侵害するものですが、とりわけ社会的・肉体的に優位に立つことの多い男性から劣位に立つことが多い女性に向かってふるわれる暴力は、被害者に恐怖と不安を与えて活動を束縛し、自信を失わせて従属的な状況に追い込む結果を招きます。人権意識を高める観点から、暴力防止に関する冊子の作成などの啓発活動に努めます。

② 家庭内暴力（心身）の実態について理解を深めるための啓発・学習機会の提供

配偶者や恋人からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

配偶者や恋人からの暴力の実態についての情報を収集・分析し、暴力の現状や、対策についての啓発・学習機会の提供などを実施し根絶をめざします。

(2) 相談体制の整備

暴力の被害者に対し、暴力が決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが必要であり、女性に対する暴力に的確に対応していくために、様々な機関の関与と幅広い関係者による相談から対策までの総合的な支援体制を進めていく必要があります。

① 人権侵害に苦しむ人たちに対応する保護施設との連携

様々な暴力による人権侵害に苦しむ人々への救済・支援として、女性相談窓口の設置などの充実に努めるとともに暴力の被害者になった人が緊急避難することができる機関の情報提供に努めます。

さらに、意思疎通が困難な人に対しては、母語による相談ができるよう、民間団体等の協力を得て通訳者を確保するなど、相談体制の充実に努めます。

② 暴力の被害者に対する相談及び相談機関の紹介

暴力を受けた被害者に対し、安心して相談できる女性相談窓口の充実や、大阪府の女性センターなどの相談機関を紹介します。

また、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な援助カウンセラーなどによる心のケアを行うための機関を紹介します。

(3) 保護体制の整備

① 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介

被害者やその同伴する家族に適切な緊急の寄宿先がない場合は、さらなる被害を防ぎ、安全な生活を確保するために、一時保護機関の紹介を行います。

② 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

一時保護の後、地域で生活をはじめた被害者については、その状況を踏まえ、引き続き相談支援体制を継続し、被害者の支援が途切れることのないように配慮します。また、被害者の自立を支援するため、情報提供を行います。

(4) 自立支援の強化

被害者の自立支援については、被害者及びその関係者の安全を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者に関わる情報の管理に細心の注意が必要であり、被害者支援に関わる関係機関に対して、情報管理の徹底を進めていく必要があります。

① 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の充実

被害者の生活保護の適用、児童福祉法の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給等、福祉事務所への相談を進めるなど、生活支援施策についての窓口や手続きなどについて情報提供などを行います。

被害者の自立を支援するため、被害者の状況等に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業訓練などの就労支援等に関する情報提供や助言を行います。

また、国民年金や医療保険、子どもの就学や保育等について、担当窓口において適切に対応すると共に、必要に応じて大阪府等の関係機関と協議し対応してまいります。

(5) 関係機関との連携

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、大阪府、町及び関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において、連携して被害者支援に取り組む必要があります。

① 国及び大阪府との連携・協力体制の強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進については、国や大阪府との緊密な連携を図りながら進めていきます。

また、大阪府や医師会、弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議」を活用し、関係機関、民間団体との緊密な連携を図りながら、効果的に施策を推進します。

② 配偶者暴力支援センターとの連携強化

大阪府では、配偶者暴力相談支援センターとして、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）及び府内子ども家庭センター（児童相談所）6ヶ所が設置されています。

これらの施設と緊密に連携を図り、被害者の保護と自立のための支援を強化してまいります。